

# 幼児教育・保育の無償化に関するFAQ (企業主導型保育事業)

【2019年10月11日版】

(内閣府子ども・子育て本部)

※ このFAQは、2019年10月11日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。



## 【1. 無償化の対象となる児童について】

No.	問	答	備考
1	企業主導型保育事業を利用する場合、保育認定の第2号(3歳から5歳まで)や第3号(0歳から2歳まで)を受けていない児童が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、これらの認定を新たに受ける必要がありますか。	保育認定第2・3号を受けていない児童が企業主導型保育事業を利用する場合、従業員枠の利用児童については、事業実施者等により保育の必要性を確認することとなっているため、無償化の対象となるために、別途、市町村から保育認定第2・3号を受ける必要はありません。 一方、地域枠の利用児童については、事業実施者と利用者との間に雇用関係がなく、無償化の対象となる保育の必要性(就業状況等)を客観的に判断することが困難であるため、事業実施者が、市町村による子ども・子育て支援法に定める保育所を利用するための支給認定(保育認定)を受けていることをもって無償化の対象となる保育の必要性を確認することとし、地域枠の利用にあたって、保育認定第2・3号を受けていない場合は、新たに保育認定を受ける必要があります。	
2	企業主導型保育事業の地域枠の利用者について、無償化の対象となる保育の必要性を確認した結果、就労時間が月48時間を下回るなど、市町村が規定する保育認定第2号や第3号の要件を満たさない場合はどうなりますか。	企業主導型保育事業の地域枠の利用においては、一般事業主に雇用されている場合は、保育認定第2・3号を受けていることを必須の要件とはしておらず、事業実施者が保育の必要性の確認を行っているところですが、無償化の対象となる保育の必要性の確認にあたっては、保育認定第2・3号を受けていることをもとに確認を行うこととなります。したがって、当該認定の要件を満たさない利用者については、当該施設を利用することは可能ですが、無償化の対象とはなりません。	
3	0歳から2歳児について、住民税非課税世帯の児童である場合は無償化の対象となりますが、住民税非課税世帯かどうか、どのように確認すればよいですか。	0歳から2歳児の利用者が住民税非課税世帯であるかどうかについては、事業実施者は利用者とその配偶者に対し「非課税であることを確認できる書類」の提出を求め、両者ともに課税されていないことを事業実施者において確認していただくこととなります。なお、住民税が課税されていないかどうかは、提出された書類に記載されている「均等割」と「所得割」の欄にとも0円が記載されているかどうかで判断していただくこととなります。	
4	昨年度分の住民税が課税されていた0歳から2歳児の利用者について、本年度分の住民税が非課税となった場合、無償化の取扱いはどうなりますか。	住民税非課税世帯であるかどうかは、4月から8月においては前年度分の住民税の課税状況により、9月から3月においては本年度分の住民税の課税状況により判断することとなっています。したがって、本年度分の住民税が非課税となった場合、本年9月から翌年8月まで、無償化の対象となります。 ※本取扱いについては、「企業主導型保育事業費実施要綱」により明記します。	
5	0歳から2歳児について、父が住民税課税者で、母が住民税非課税者の場合、住民税課税世帯となるため無償化の対象となりませんが、離婚等により、母子家庭になった場合の無償化の取扱いはどうなりますか。また、母子家庭で、母が住民税非課税者の場合、住民税非課税世帯となるため無償化の対象となりますが、住民税課税者である男性と婚姻した場合、無償化の取扱いはどうなりますか。	お尋ねのケースにおいて、例えば3月に離婚等により、住民税非課税者の母が母子家庭となった場合には、住民税非課税世帯となった月の翌月分(4月分)の利用料から無償化の対象となります。また、例えば3月に、母子家庭の母が、住民税課税者である男性と婚姻等した場合には、住民税非課税世帯でなくなった月の翌月分(4月分)の利用料から無償化の対象外となります。	
6	母子家庭(または父子家庭)とは、具体的にどのような状況にある家庭を言うのですか。	母子家庭(または父子家庭)とは、同一の世帯に父がおらず、母と子(または母がおらず、父と子)のみで生活している状況にある家庭を言います(なお、単に父親(又は母親)が単身赴任している場合には、母子家庭(または父子家庭)とはみなしません)。母子家庭(または父子家庭)かどうかは、基本的には、①死別していること、②離婚しており、かつ、生活が別になっていることが要件となります。ただし、なんらかの事情(DV等)により離婚をしていない場合であっても、実態として、上記の状況にある家庭については、母子家庭(または父子家庭)とみなして差し支えありません。	追加

7	母子家庭(または父子家庭)であるかの確認について、どのように行えば良いですか。	<p>母子家庭(または父子家庭)であるかどうかは、原則として、以下の方法により確認をお願いします。</p> <p>①児童扶養手当(いわゆる母子手当)証書による確認 利用者から児童扶養手当(いわゆる母子手当)証書の写しの提出を求め、母子家庭(または父子家庭)であることを確認します。この場合、証書の「支給開始年月」欄に記載されている年月の前月以降を、母子家庭(または父子家庭)の状況にあったとみなして差し支えありません。</p> <p>②遺族年金証書による確認 利用者から遺族年金証書の写しの提出を求め、母子家庭(または父子家庭)であることを確認します。この場合、証書の「支給開始年月」欄に記載されている年月の前月以降を、母子家庭(または父子家庭)の状況にあったとみなして差し支えありません。</p> <p>③(※①②による確認ができなかった場合)住民票謄本による確認 利用者から住民票謄本(住民票抄本は不可)の提出を求め、母子家庭(または父子家庭)であることを確認します。この場合、住民票謄本の発行日以降を、母子家庭(または父子家庭)の状況にあったとみなして差し支えありません。</p> <p>なお、③の確認方法の場合、利用者に対し、①母子家庭(または父子家庭)の状況にあることについて申立書を提出していただくとともに、②仮に虚偽があったことが判明した場合、無償化した分の利用料について徴収することとなることについてご説明していただくようお願いいたします。</p> <p>また、母子家庭(または父子家庭)となったことにより、住民税非課税世帯となった場合、その翌月分の利用料から無償化の対象となります。</p>	追加
8	利用者がこれまで海外に居住していたことにより、市町村において「非課税であることを証明する書類」を発行することができない場合、住民税非課税世帯であるかをどのように確認すれば良いですか。	<p>「非課税であることを証明する書類」を発行することができない利用者の中には、0歳から2歳は住民税非課税世帯が無償化の要件であることをお伝えした上で、利用者から、①昨年1年間の所得が、非課税になる程度の金額であったことについて申立書を提出していただくとともに、②仮に虚偽が判明した場合、無償化した分の利用料について徴収することとなることについてご説明していただくようお願いいたします。</p> <p>なお、これまで海外に居住していたことについては、住民票(前住所が海外になっているか)やパスポート(渡航記録があるか)の写し等、海外に居住していたことが証明できる書類の提出を求めることにより、確認していただくようお願いいたします。</p>	追加
9	0歳から2歳児について、生活保護法上の被保護者又は児童福祉法上の里親の児童である場合は無償化の対象となりますが、被保護者又は里親かどうか、どのように確認すればよいですか。	<p>0歳から2歳児の利用者が被保護者であるかどうかについては、事業実施者は利用者に対し保護証明書等の提出を求め、被保護者であることを事業実施者において確認していただくこととなります。なお、保護証明書は、市町村において発行する書類となります。また、利用者が里親であるかどうかについては、利用者に対し里親委託に関する通知書等の提出を求め、事業実施者において里親であることを確認していただくこととなります。</p>	
10	年齢については、満年齢により判断するのですか、学年(クラス)により判断するのですか。	<p>学年(クラス)により判断していただくこととなります。</p>	
11	無償化の対象となることを決定した場合、どのように利用者にお知らせすればよいですか。	<p>利用者に対し、契約書の更新や利用料変更に係る書類の交付を行う等、適切な方法により無償化の対象であることを通知していただくこととなります。</p>	
12	月の途中で保育認定第2・3号を受けた場合や、被保護者・里親となった場合、どの時点の利用料から無償化の対象となりますか。	<p>月の途中で保育認定第2・3号を受けた場合は、認定を受けた月分の利用料から無償化の対象となります。一方、月の途中で被保護者・里親になった場合には、その翌月分の利用料から無償化の対象となります。</p>	
13	本年10月からの無償化の実施のため、事業実施者において利用者に対しどのようなお知らせをすればよいですか。	<p>利用者に対し、無償化に関するお知らせをしていただくとともに、無償化の対象となるために必要な手続きを案内していただくようお願いいたします。なお、8月14日付事務連絡「企業主導型保育施設における無償化の対象児童及び対象児童の保護者に対するお知らせ等について(通知)」において、周知用チラシの参考例をお示ししていますので、適宜ご活用ください。</p>	
14	地域枠の利用者が、本年10月から無償化の対象となるためには、保育認定第2・3号を受ける必要がありますが、市町村への保育認定の申請をいつまでに行う必要がありますか。	<p>企業主導型保育施設における円滑な無償化の実施のため、地域枠の利用者で保育認定第2・3号認定を受けていない方は、8月中を目途に市町村に保育認定の申請を行い、9月中に認定を受けていただくこととなります。</p> <p>ただし、8月中の申請が困難な場合であっても、10月中に市町村による認定を受け、施設に報告いただければ、10月分の利用料から無償化の対象となります(市町村による保育認定は、申請があった日から30日以内に行うこととされていることから、10月中に保育認定を確実に受けるためには、9月中に市町村に保育認定の申請を行う必要があります)。</p> <p>※仮に、利用者の市町村への保育認定の申請を10月以降に行い、保育認定を11月に受けた場合は、11月分の利用料から無償化の対象となります。</p> <p style="text-align: center;">4</p>	

15	<p>企業主導型保育施設において、利用者から提出された書類を確認した上で、無償化の対象となる児童を決定することとなりますが、利用者からの書類の提出が遅れた場合、無償化の取扱いはどうなりますか。</p>	<p>利用者からの書類の提出が遅れた場合であっても、提出された書類により、無償化の対象の要件を満たした時を確認できた場合には、その時点まで遡って無償化の対象として取り扱っていただいで差し支えありません。</p> <p>※例えば、3歳児の「地域枠」の利用者のうち、10月に保育認定を受けた利用者について、11月に当該認定に係る市町村からの通知書等を施設に提出した場合、施設において10月に利用者が保育認定を受けていることを確認できれば、10月分の利用料から無償化の対象として差し支えありません。この場合、すでに10月分の利用料を徴収している場合は、利用者へ過払い分の利用料を返還していただくこととなります。</p> <p>ただし、この取扱いについて、前年度分の利用料まで遡ることはできません。</p> <p>また、施設における無償化の円滑な実施のため、利用者に対し、必要な書類の速やかな提出の徹底をお願いいたします。</p>	
----	--	---	--

## 【2. 新たな助成の創設について(施設利用給付費)】

No.	問	答	備考
1	企業主導型保育施設において無償化を実施するために必要な費用について、実施機関からの助成はどうなりますか。	本年10月以降の無償化の実施に伴い、新たな助成として「施設利用給付費」を創設します。また、「施設利用給付費」は、施設の利用児童のうち、無償化の対象となる児童分について、「利用者負担相当額」を助成します。 ※「運営費」については、これまでと同様に助成を行います。	
2	本年10月以降の「利用者負担相当額」の金額はどうなりますか。	本年10月以降の「利用者負担相当額」の金額は、以下のとおりです。 (本年10月以降の「利用者負担相当額」の金額(予定)) 0歳:月額37,100円、1、2歳:月額37,000円、3歳:月額26,600円、4歳以上:月額23,100円  なお、本年10月以降、3歳から5歳の副食費は、企業主導型保育施設において徴収することとなるため、3歳から5歳の「利用者負担相当額」については、これまでの金額から副食費分の金額(4,500円)を減額しています。	
3	企業主導型保育施設のうち、平成28年4月以降に定員を増やした施設(増加定員施設)や、空き定員を活用し、事業実施者の従業員以外の児童の受け入れを行う施設(空き定員活用施設)について、無償化の取扱いはどうなりますか。	企業主導型保育事業の「運営費」については、増加定員施設においては「増加した定員部分」を利用している児童分について、空き定員活用施設においては「空き定員を活用した定員部分」を利用している児童分について、助成を行っています。 一方、今般、無償化を目的として「施設利用給付費」を創設することとしておりますが、「施設利用給付費」については、増加定員施設及び空き定員活用施設の全ての利用児童のうち、無償化の対象となる児童分について助成を行います。	
4	企業主導型保育施設において利用者から徴収している実際の利用料が、「利用者負担相当額」を上回っている場合、あるいは事業実施者の負担により利用料を軽減しており、「利用者負担相当額」を下回っている場合の取扱いはどうなりますか。	企業主導型保育施設における利用料の設定にあたっては、「利用者負担相当額」の金額を利用料として設定することを原則としていますが、実際に利用者から徴収している利用料が、「利用者負担相当額」の金額を上回っている場合、あるいは下回っている場合のいずれであっても、「施設利用給付費」の助成額は、「利用者負担相当額」となります。	
5	「月の途中で入所(退所)した児童」の場合や「定期的な利用のない児童等」の場合の「施設利用給付費」の助成額はどうなりますか。	「運営費」の算出において、「月の途中で入所(退所)した児童」の場合や「定期的な利用のない児童等」の場合には、「基準額」の金額及び基準額から控除する「利用者負担相当額」の金額は、日割りにより算出することとしています。このため、「施設利用給付費」の助成額についても、「月の途中で入所(退所)した児童」の場合や「定期的な利用のない児童等」の場合には、「利用者負担相当額」の金額を日割りにより算出することとします。	

## 【3. 企業主導型保育施設における利用料の設定について】

No.	問	答	備考
1	本年10月以降、企業主導型保育施設における0歳から2歳の利用料の設定の考え方はどうなりますか。	0歳から2歳の利用児童のうち、無償化の対象とならない児童の利用料については、従前の利用料の金額(本年9月分の利用料の金額)を引き続き設定することを基本とします。一方、無償化の対象となる児童の利用料については、従前の利用料の金額から「利用者負担相当額」を減額した金額を設定することを基本とします。	
2	本年10月以降、企業主導型保育施設における3歳から5歳の利用料の設定の考え方はどうなりますか。	本年10月以降、3歳から5歳の副食費については、企業主導型保育施設において徴収することとなります。このため、3歳から5歳の利用児童のうち、無償化の対象とならない児童の利用料については、従前の利用料の金額(本年9月分の利用料の金額)から副食費分の金額(4,500円)を減額した金額を設定することを基本とします。一方、無償化の対象となる児童の利用料については、従前の利用料の金額から副食費分の金額(4,500円)を減額した金額から、さらに「利用者負担相当額」を減額した金額を設定することを基本とします。	
3	従前の利用料の金額(3歳から5歳については、従前の利用料の金額から副食費分の金額(4,500円)を減額した金額)が、「利用者負担相当額」より高額の場合、利用料の設定はどうなりますか。	従前の利用料の金額が「利用者負担相当額」より高額の場合には、従前の利用料の金額から「利用者負担相当額」を減額して算出した金額について、引き続き利用料として保護者から徴収することとなります。なお、引き続き徴収する利用料について、利用者に対し、金額・徴収の理由・使途について書面の交付等により説明し、同意を求めることが望ましいと考えますので、施設において適切な対応をお願いいたします。	
4	従前の利用料の金額(3歳から5歳については、従前の利用料の金額から副食費分の金額(4,500円)を減額した金額)が、「利用者負担相当額」より低額の場合、利用料の設定はどうなりますか。	従前の利用料の金額が「利用者負担相当額」より低額の場合には、利用料の金額は0円で設定することを基本とします。また、従前の利用料の金額と、「利用者負担相当額」の差額分を活用し、保育の質の向上を図る等の配慮を行っていただくようお願いいたします。	
5	本年10月以降に開所した企業主導型保育施設の利用料の設定の考え方はどうなりますか。	本年10月以降に開所した企業主導型保育施設においては、無償化の対象とならない児童の利用料については、「利用者負担相当額」を設定することを原則とします。また、無償化の対象となる児童の利用料については、0円を設定することを原則とします。	
6	「月の途中で入所(退所)した児童」の場合や「定期的な利用のない児童等」の場合の利用料の設定はどうなりますか。	無償化の対象児童の利用料については、「施設利用給付費」が助成されることを踏まえ、金額を設定していただくこととなります。したがって、「月の途中で入所(退所)した児童」の場合や「定期的な利用のない児童等」の場合には、「施設利用給付費」は日割りにより算出された金額が助成されますので、助成される金額を踏まえ、利用料を設定していただくこととなります。 ※例えば、2歳児の利用料について、これまで月30日利用する場合の利用料を37,000円、月15日利用する場合の利用料を18,500円として設定していた施設の場合、「施設利用給付費」としてそれぞれ37,000円、18,500円が助成されることから、利用料はいずれも0円として設定していただくこととなります。	追加
7	「月の途中で入所(退所)した児童」の場合や「定期的な利用のない児童等」の場合、月ごとの利用日数に応じて、毎月の「施設利用給付費」の助成額が変動するため、利用料の金額も月ごとに変えて良いですか。	無償化の対象児童の利用料については、「施設利用給付費」が助成されることを踏まえ、金額を設定していただくこととなるため、「月の途中で入所(退所)した児童」の場合や「定期的な利用のない児童等」の場合、利用料の金額を月ごとに変えることも可能です。また、当該児童の平均的な利用日数等を用いるなど、合理的な方法により算出された金額を踏まえ、利用料を固定した金額で設定していただくことも差し支えありません。 ※例えば、平均的な利用日数が10日/月の児童において、10日/月を利用した場合に助成される「施設利用給付費」の額を踏まえ、利用料を固定した金額で設定していただいても差し支えありません。 この場合、年間を通じて、減額した利用料の金額(減額分)の総額が、助成された「施設利用給付費」の金額の総額を大きく下回らないようにしていただく必要がありますので、ご注意ください。	追加
8	無償化の対象となる利用料とは、具体的にどの範囲となりますか。	無償化の対象となる利用料とは、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第3の4. 実施に当たっての留意事項(4)①に定める利用者負担額をいいます。このため、同②に定める額(いわゆる「上乗せ徴収額」)や、同③に定める費用(いわゆる「実費徴収額」)については、ここでいう利用料には含まれません。	

9	企業主導型保育施設において、利用者が利用料を前月に前払いしている場合、あるいは翌月に後払いしている場合の無償化の取扱いはどうなりますか。	今般の無償化は、10月分以降の企業主導型保育施設における保育の提供に係る利用料が対象となります。したがって、10月分の保育の提供に係る利用料を9月に前払いしている場合、あるいは11月に後払いしている場合のいずれにおいても、その利用料は無償化の対象となります。 ※仮に、10月以降の保育の提供に係る利用料を、すでに利用者から徴収している施設においては、利用者に過払い分の利用料を返還していただくこととなります。	
10	本年10月以降、利用料の引き上げをする場合の取扱いはどうなりますか。	本年10月以降、理由のない利用料の引き上げはそもそもあってはならないことですが、真に必要な理由により、利用料を引き上げた場合は、変更の内容及びその理由を施設内に掲示する必要があります。 なお、保育の質の向上を図るため、いわゆる「上乘せ徴収額」を引き上げる場合は、これまでと同様、用途及び金額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、文書による同意を得ることとなります。	



## 【4. 副食費の取扱いの変更について】

No.	問	答	備考
1	本年10月以降、3歳から5歳の副食費の取扱いはどうなりますか。	これまで、3歳から5歳の「利用者負担相当額」については、副食費分の金額(4,500円)を含んだ金額として設定していました。本年10月以降、無償化の対象となる児童について、利用料から「利用者負担相当額」が減額されることとなりますが、認可保育所等において、食材料費は引き続き利用者が負担することとされたことを踏まえ、3歳から5歳については、企業主導型保育施設において、利用料とは別途、利用者から副食費を徴収することを基本とします。 ※3歳から5歳については、「無償化の対象となる児童」か「無償化の対象とならない児童」に関わらず、全ての児童の副食費を施設が徴収することとなります。 ※0歳から2歳については、本年10月以降においても、引き続き、利用者から副食費を徴収することはできません。	
2	3歳から5歳の副食費について、徴収額はどのように算出することとなりますか。	企業主導型保育施設において徴収する3歳から5歳の副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した費用を勘案して定めることとなります。 なお、具体的な副食費の徴収額については、これまで3歳から5歳児の利用者に対し、利用料の一部として月額4,500円の負担を求めてきた経緯があることを踏まえ、月額4,500円を目安としていただくようお願いいたします。	
3	3歳から5歳の副食費について、特別食や欠席児童等がある場合の徴収額の考え方はどうなりますか。 また、児童の利用日数が異なる場合、徴収額の考え方はどうなりますか。	副食費の徴収額は、企業主導型保育施設の利用児童を通じて均一とします。アレルギー除去食などの特別食を提供している児童についても、他の児童と異なる徴収額とする必要はありません。 また、副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、特定の曜日に恒常的に施設を利用しない児童や、長期入院をしている児童など、あらかじめ児童の利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額などの対応を行うことが考えられます。 なお、月途中の入所や退所の場合には、運営費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。 また、週6日利用する児童と、週7日利用する児童の徴収額について、副食の提供の実態に応じた金額を設定していただいで差し支えありません。 (例えば、週6日利用する児童の徴収額を4,500円とし、週7日利用する児童の徴収額を5,000円とするといったことが考えられます。)	一部修正
4	副食費の徴収に当たって、保護者への説明はどのように行うこととなりますか。	企業主導型保育施設が副食費を徴収するに当たっては、その用途・額・利用について書面での明示、利用者への説明・同意が必要となります。	
5	企業主導型保育施設の副食費について、認可保育所等と同様に、徴収の免除の措置を講じることとなりますか。	認可保育所等においては、低所得者支援の一環として、年収360万円未満相当の世帯等に対する副食費の免除の措置を講じることとしていますが、企業主導型保育施設は、企業が従業員に対して主体的に実施する福利厚生としての側面を有することから、こうした取組に国として一律に低所得者支援の実施を義務付けることは課題があると考えられるため、副食費の免除の措置は講じないこととしています。 なお、国の制度として副食費を免除する措置は講じないこととしていますが、施設の判断により副食費の免除を行うことは可能です。	

## 【5. 「延長保育事業」等を実施している場合の取扱いについて】

No.	問	答	備考
1	企業主導型保育施設の利用児童が、「延長保育事業」等を利用した場合、無償化の取扱いはどうなりますか。	企業主導型保育施設の利用児童については、通常の保育事業の利用料について、「利用者負担相当額」が無償化されることとなります。このため、当該児童が、企業主導型保育施設が実施する「延長保育事業」「一時預かり事業」「病児保育事業」を利用した場合には、その利用料は無償化の対象とはなりません。 ※企業主導型保育施設においては、これまでと同様、全ての利用者から「延長保育事業」等の利用料を徴収することとなります。	
2	企業主導型保育施設の利用児童以外の児童が、企業主導型施設が実施する「一時預かり事業(一般型)」「病児保育事業」を利用した場合、無償化の取扱いはどうなりますか。	市町村による施設等利用給付認定(2号・3号)を受けた企業主導型保育施設の利用児童以外の児童が、企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業(一般型)」「病児保育事業」を利用した場合には、その利用料は施設等利用費(3歳以上の場合、月額上限3.7万円)の対象となります。 ただし、原則として、施設等利用費は、市町村が利用者からの請求に基づき支給することとなるため、企業主導型保育施設においては、これまでと同様、利用者から「一時預かり事業(一般型)」「病児保育事業」の利用料を徴収して差し支えありません。 ※「延長保育事業」については、施設の利用児童以外の児童が利用することは想定されないことから、施設等利用費の対象となることはありません。	
3	「一時預かり事業(一般型)」や「病児保育事業」を実施する企業主導型保育施設において、どのような事務(手続き)を実施する必要がありますか。	企業主導型保育施設が「一時預かり事業(一般型)」や「病児保育事業」を実施する場合、都道府県知事等に対して届出を行うこととなっていますが、これに加え、以下の事務(手続き)が必要となります。 ① 市町村への「確認」の申請 市町村において、「一時預かり事業(一般型)」や「病児保育事業」を実施する施設が、子育てのための施設等利用給付の対象施設に求める基準を満たしているかを把握(確認)する必要があることから、施設所在地を管轄する市町村に対して、子ども・子育て支援法第58条の2の規定による「確認」の申請を行う必要があります。 ※「確認」の申請に係る具体的な手続き方法等については、市町村に確認ください。 ② 利用者への「領収証」、「提供証明書」の交付 「一時預かり事業(一般型)」や「病児保育事業」の利用者が、市町村に施設等利用費の請求を行う際、「利用に係る領収証」及び「提供証明書」を添付する必要があるため、利用者に対して、「利用に係る領収証」及び「提供証明書」を交付する必要があります。	
4	企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業(余裕活用型)」について、その利用料は無償化の対象となりますか。	企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業(余裕活用型)」については、児童福祉法上の「一時預かり事業(余裕活用型)」には該当しないため、都道府県知事等に対する届出の対象外となります。また、市町村が子ども・子育て支援施設等として「確認」する施設の対象外となります。このため、企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業(余裕活用型)」の利用料については、施設等利用費の対象外となります。 なお、保育の必要性のある児童であって、企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業(余裕活用型)」のみを利用している児童については、企業主導型保育施設が実施する通常の保育事業を利用できると考えられます。通常の保育事業を利用した場合、その利用料は「利用者負担相当額」が無償化となります。	

## 【6. 企業主導型保育施設の利用状況の報告について】

No.	問	答	備考
1	本年10月以降、企業主導型保育施設の利用者においてどのような手続きが発生しますか。	<p>子ども・子育て支援法施行規則第28条の14の規定により、企業主導型保育施設の利用者は、企業主導型保育施設の利用を開始(入所)したときは、利用者が居住する市町村へ「利用報告書」を提出する必要があります。また、施設を利用中に転居し、居住する市町村が変わった場合には、その都度、転居先の市町村へ「利用報告書」を提出する必要があります。</p> <p>また、企業主導型保育施設の利用を終了(退所)したときは、利用者が居住する市町村へ「利用終了報告書」を提出する必要があります。</p> <p>※ただし、小学校入学に伴い利用を終了(退所)する場合は、「利用終了報告書」の提出は不要です。</p> <p>なお、市町村への「利用報告書」等の提出は、原則として、企業主導型保育施設が利用者から報告書を預かり、企業主導型保育施設から利用者が居住する市町村へ提出していただくようお願いいたします。また、施設において「利用報告書」等の様式を備えていただくとともに、「利用報告書」等の提出が必要となった利用者に対し、報告書の配布及び提出の依頼をしていただくようお願いいたします。</p>	
2	無償化の対象とならない児童についても、市町村へ「利用報告書」や「利用終了報告書」を提出する必要がありますか。	<p>「利用報告書」等の提出は、利用児童の年齢、無償化の対象となる児童か否かに関わらず、全ての利用児童において提出が必要です。</p> <p>ただし、「一時預かり事業」「病児保育事業」のみを利用している児童については、提出は不要です。</p>	
3	市町村への「利用報告書」や「利用終了報告書」の提出は、いつまでに行う必要がありますか。	<p>「利用報告書」の提出については、原則として、利用を開始(入所)した日又は転居日の属する月内に、「利用終了報告書」の提出については、原則として、利用を終了(退所)した日から1か月以内に、利用者の居住する市町村に提出していただくこととなります。</p>	
4	本年10月より前に、企業主導型保育施設において必要な報告はありますか。また、来年度以降に必要な報告はありますか。	<p>企業主導型保育施設において、利用者の居住する市町村へ、本年10月1日時点の利用児童(予定)の氏名、住所、生年月日等を「利用状況報告書」により報告していただくようお願いいたします。また、令和2年度以降、各年4月に、利用者の居住する市町村へ、各年4月1日時点の利用児童の氏名、住所、生年月日等を「利用状況報告書」により報告していただくようお願いいたします。</p> <p>※「利用状況報告書」は、利用者の居住する市町村ごとに作成し、それぞれの市町村に提出することとなります。</p>	